

令和3年度
新得町営住宅
入居者募集パンフレット

<もくじ>

◆応募（日程・注意事項・申込資格など）	1～10ページ
◆入居申込み手順	11～14ページ
◆申込書類記入例	15～19ページ
◆団地所在地一覧	20ページ

<町営住宅募集期間について>

毎月2回（1日～10日、15日～25日）

〔 1日～10日分の募集住宅は町広報誌・町HP・施設課及び屈足支所のチラシ掲示でご確認いただけます。
15日～25日分の募集住宅は町HP・施設課及び屈足支所のチラシ掲示でご確認いただけます。 〕

※土曜・日曜・祝日により上記日程に変更がある場合があります

※年始（1月1日～1月10日）の募集はありません

※祝日の関係により、十分な募集期間が確保できないときは、募集を中止する場合があります（ゴールデンウィーク等）

<申込受付時間>

募集期間内の平日 午前8時30分～午後5時15分

<お問い合わせ>

【住所】 〒081-8501
上川郡新得町3条南4丁目26番地 新得町役場 施設課町営住宅係
【電話】 0156-64-0529
【fax】 0156-64-5118

<ホームページアドレス>

http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai_kotsu_snow/cyoju/

はじめに

町営住宅は、住宅に困り所得の少ない方に、所得に応じた家賃で住んでいただくために、国の補助金と新得町の負担により建設した住宅です。

申込みにあたっては、法律などにより、入居に関する資格や条件があります。

この「入居者募集パンフレット」は、これから町営住宅に申し込まれる皆様に、その資格条件をご理解いただけるよう、説明させていただいたものです。

最後までよくお読みいただいたうえで、お申し込みください。

令和3年度の申し込み方法

《申し込みにあたって》

1. 申し込みの前に、「申し込み資格」「世帯の月額所得額の計算」（2～10ページ参照）を十分にお読みください。
2. 募集期間と申し込み方法については、11～13ページをご確認ください。
申込み期間内に必要書類をご提出いただき、申込者多数の場合は、「住宅困窮度判定基準」により入居の可否を決定させていただきます。

※住宅困窮度判定基準により、同等の困窮度とみなされた申込者が複数いた場合は、申込者立会いのもとで抽選となります。

3. 1回の募集につき、1家族（入居世帯）で1戸の申し込みに限ります。
4. 申し込み結果により、入居が決定された場合は、「入居決定後の手続き」（14ページ）をご確認ください。
入居にあたり、町営住宅に関する法令、条例および規則に違反しないなど、各種の入居のきまりを遵守することを誓約させていただきます。
5. 募集期間中に限り、募集住宅の内部見学も可能です。
※ただし、事前連絡のない見学希望に関しては、対応できない場合がありますので、あらかじめ見学したい日時（平日の午前9時～午後5時まで）をご連絡いただくようお願いいたします。

< 申 込 み 資 格 >

下記の（１）～（６）のすべての条件を満たすこと

（１）新得町の町民または、町民になろうとする者であること。
（※入居後、速やかに住民登録の異動が必要になります）

（２）連帯保証人が１名必要になります。

<連帯保証人の要件> ※以下の①～③のいずれかに当てはまる方

①新得町内在住の知人

～ ただし町営住宅に入居しておらず、納めるべき税および公共料金の滞納が無い方、生活保護受給を受けていない方

②３親等以内の親族

～ 町外在住の方でも可（ただし居住自治体における、納税および公共料金の滞納が無い方、生活保護受給を受けていない方）

③新得町内に事務所もしくは事業所を有する法人

④連帯保証人の極度額は４０万円です。

※連帯保証人における注意事項

連帯保証人となられた方が、何らかの理由により連帯保証人の解除をされたい場合は、保証を受けている入居者にご相談ください。

町営住宅の連帯保証人は、入居者本人による「町営住宅連帯保証人変更届」によるのみ変更することができます。（連帯保証人が町に直接解除を要請することは、できません）

（３）入居者、連帯保証人ともに税金および公共料金等の滞納がないこと

<公共料金とは>

- ・上下水道使用料金、介護サービス料金、保育料、学校給食費 など

（４）現に住宅に困窮していること

（入居しようとする方全員に、持ち家が無いこと）

（５）申込日現在において、世帯の月額所得額が１５８，０００円以下であること。
ただし、一定の要件に当てはまる世帯は、金額の条件が緩和されます。
（詳細は４～１０ページ参照）

（６）申込者本人および同居しようとする家族が、暴力団員ではないこと。

【特定申込住宅の入居条件】

以下の住宅に関しては、通常の公営住宅の入居条件の他に特定の入居条件が定められています。

申込みの際には、入居希望住宅が特定申込住宅に該当するか、必ずご確認ください。

1. 特定目的住宅

2ページの申込み資格と以下の(1)(2)のいずれかを満たすこと。

- (1) 申込者本人が60歳以上であること
- (2) 申込者本人が障がい者手帳を有する障がい者であること

※申込者本人が何らかの理由により、特定目的住宅から異動する場合、住宅の承継を受けようとする同居者が上記の条件(1)または(2)に該当しない場合は、承継が認められません。

2. 単身者住宅 (定額家賃：この住宅には所得制限はありません)

2ページの申込み資格と以下の(1)(2)の全てを満たすこと。

- (1) 申込者本人に、現に戸籍上の配偶者がいないこと、および同居できる家族がいないこと。

※離婚に向け現在別居中の夫婦は、申込日現在において住民票で別居が確認でき、かつ離婚の意思が確認できる場合(離婚調停中の方は、そのことを確認できる書類)に限り申込みができます)

- (2) 申込者本人が、自炊可能な程度の健康状態で独立して日常生活(在宅介護を含む)を営めること。

3. 定住促進住宅 (定額家賃：この住宅には所得制限はありません)

2ページの申込み資格と以下の条件を満たすこと。

- (1) 町内に住所を有する方、あるいは有することとなる方、または、町内に事業所を有する法人であること。

※町内に事業所を有する法人については、連帯保証人を必要としません。

4. 子育て世帯向け住宅

2ページの申込み資格と以下の(1)(2)の全てを満たすこと。

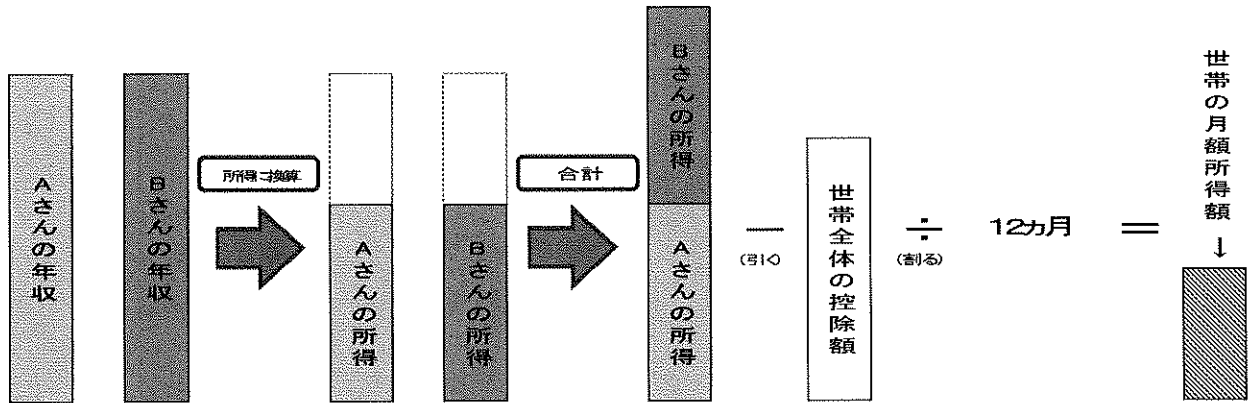
- (1) 入居しようとする同居親族数が、2人以上であること。(申込者本人を含め3人以上)
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族のうち、申込日に小学生以下の子どもがいること。

※入居可能日から1ヵ月以内に同居できる親族、入居可能日から3ヵ月以内に同居できる婚約者も含む

【 世帯の月額所得額の計算 】

1. 月額所得額158,000円以下とは？

(1) 世帯の月額所得額の計算方法



世帯の月額所得額は、町営住宅に入居しようとする方、ひとりひとりの年間の総収入金額（以下「年収」という）から計算します。

個々の年収を計算式（5～6ページ参照）に基づいて所得に換算します。

計算した個々の所得を合計し、次に合計額から世帯（入居しない扶養親族を含む）の状況に応じて控除額（親族・障がい者等の控除）を差し引き、最後に12で割ったものが世帯の月額所得額となります。

（6～9ページ参照）

(2) 計算の対象となる収入

- ①働いて得た収入（給与、報酬、事業所得 など） ←パート・アルバイト・季節労働も含む
- ②年金または恩給（遺族、障がい、労災によるものは除く）
- ③配当所得
- ④不動産所得
- ⑤訓練・生活支援給付金
- ⑥職業訓練受講給付金
- ⑦その他所得等

上記の収入を確認できるものを、『町営住宅入居者申込書』のご提出の際に添付してください

<収入の確認書類>

- ・源泉徴収票の写し
- ・所得証明書
- ・年金決定通知書
- ・給与支払い証明書（※転職等の理由により、源泉徴収票が添付できない場合のみ）
⇒ 雇用主が発行する年間給与の支払い見込み証明書類のこと（様式は任意）

※収入が無い場合は「無職無収入証明」をご提出ください。

2. 給与・年金（恩給）の方は年収に応じて、下表に従い所得を計算してください。

〔所得計算表〕

収入を所得計算表に基づいて所得に換算し〔所得記入欄〕に当てはめてください。
 なお、年齢については申込日を基準とします。

※下表は、所得税法に準じた算出となります。

給 与		年 金（恩 給）		
収入金額(円)	給与所得の計算式	年齢	年金収入(円)	雑所得の計算式
550,999	= 0	64 歳 ま で	600,000	= 0
1,618,999	= 収入金額 - 550,000円		1,299,999	= 年金収入 - 600,000円
1,619,999	= 1,069,000円		4,099,999	= 年金収入 × 0.75 - 275,000円
1,621,999	= 1,070,000円		7,699,999	= 年金収入 × 0.85 - 685,000円
1,623,999	= 1,072,000円		9,999,999	= 年金収入 × 0.95 - 1,455,000円
1,627,999	= 1,074,000円		10,000,000	= 年金収入 - 1,955,000円
1,799,999	= 整理した収入金額※ × 0.6 + 100,000円		65 歳 以 上	1,100,000
3,599,999	= 整理した収入金額※ × 0.7 - 80,000円	3,299,999		= 年金収入 - 1,100,000円
6,599,999	= 整理した収入金額※ × 0.8 - 440,000円	4,099,999		= 年金収入 × 0.75 - 275,000円
8,499,999	= 収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	7,699,999		= 年金収入 × 0.85 - 685,000円
8,500,000	= 収入金額 - 1,950,000円	9,999,999		= 年金収入 × 0.95 - 1,455,000円
		10,000,000		= 年金収入 - 1,955,000円

【公営住宅独自の所得計算】

所得（公営住宅）＝上記計算式の結果（所得証明書の所得額）－ 人的控除（100,000円）

※H30年度所得税法改正による基礎控除振替分100,000円を控除

～（整理した収入金額※）の求め方～

年収を4,000で割り、小数点以下を切り捨てたあと、4,000を掛ける

[所得の記入欄]

記入した給与、年金・恩給、事業等の所得を合計し、個人ごとの所得を求めます。

(※別居中であっても、同一生計とみなされる配偶者は、計算に含まれます)

		給 与	年金・恩給	事業等	計	
所 得	申込者	円 +	円 +	円 =	円	(ア)
	同居者1	円 +	円 +	円 =	円	(イ)
	同居者2	円 +	円 +	円 =	円	(ウ)
	同居者3	円 +	円 +	円 =	円	(エ)

3. 入居しようとする方の個々の所得を合計し、世帯全体の所得額を計算してください。

上記[所得の記入欄]で求めた(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の合計です。

<世帯全体の合計所得額> _____ 円 …… A

4. 世帯全体の控除額を計算します。

下の控除表の控除対象者の人数を〔8ページの控除額記入欄〕に当てはめてください。

なお、控除対象者の判定については、申込日を基準とし、所得については4～6ページの計算式によって求めた所得額とします。

控除名	控除対象者
親族控除	◇入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び所得税法上の扶養親族で入居しない方
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	◇所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族のうち70歳以上の方
16歳以上23歳 未満の親族	◇所得税法上の扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方
特別障がい者	◇申込者本人および親族控除対象者のうち、身体障がい者手帳1級・2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療養手帳A判定の方（これに準ずる方を含む）、および戦傷病者手帳の特別項症から第3項症の方、原子爆弾による被爆者の方。
障がい者	◇申込者本人および親族控除対象者のうち、上記「特別障がい者」に当てはまらない、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療養手帳の等級（判定）の方（これらに準ずる方を含む）および戦傷病者手帳の障がいの程度の方。
ひとり親	◇申込者本人及び入居しようとする親族のうち所得税法上のひとり親世帯の方（婚姻歴のない方を含む）。 次の全てに当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者と死別（生死不明を含む）または離婚した後婚姻をしていないこと。 ・入居しようとする親族のうち所得が48万円以下の生計を一にする子がいること。 ・所得が500万円以下であること。 ・事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと。
寡婦	◇申込者本人および入居しようとする親族のうち所得税法上の寡婦の方（婚姻歴のない方を含まない） 上記のひとり親控除に該当せず、次の全てに当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者と死別（生死不明を含む）または離婚した後婚姻をしていないこと。 ※配偶者と離婚した方は扶養親族がいること。 <ul style="list-style-type: none"> ・所得が500万円以下であること。 ・事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと。

[控除額記入欄]

記入した控除対象者の人数で控除額を求めます。

控除対象者	控除者数	控除額
親族控除	38万円 × 人 =	円
老人控除対象配偶者・ 老人扶養控除	10万円 × 人 =	円
16歳以上23歳 未満の親族	25万円 × 人 =	円
特別障がい者	40万円 × 人 =	円
障がい者	27万円 × 人 =	円
ひとり親	1人につき35万円まで =	円
寡婦	1人につき27万円まで =	円

各控除額の合計を世帯全体の控除額として記入してください。

世帯全体の控除額 _____ 円 . . . B

5. 世帯全体の所得額（6ページ）・世帯全体の控除額を、下記の計算式に当てはめて、「世帯の月額所得額」を求めます。

$$\boxed{\text{計} \quad \text{円 (A)}} - \boxed{\text{計} \quad \text{円 (B)}} \div 12 \text{ヶ月}$$

$$= \boxed{\text{世帯の} \\ \text{月額所得額} \quad \text{円}}$$

6. 世帯の月額所得額（入居収入基準）が「158,000円以下」でなければ申込資格はありません。

ただし、下記の場合は異なります。

- ① 9ページの表【裁量階層世帯】に当てはまる世帯は、世帯の月額所得額（入居収入基準）が、214,000円以下であれば、申し込むことができます。
- ② 「定住促進住宅」「単身者住宅」については、所得制限がありませんので、世帯の月額所得額（入居収入基準）が158,000円以上でも、申し込むことができます。

【裁量階層世帯】

裁量階層世帯とは、入居しようとする方の中に高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいるなど、自力で民間賃貸住宅を確保することが困難であり、住宅の困窮度が非常に高い状態にあるため、収入基準が緩和された世帯のことです。

(判定については、申込日を基準とします)

なお、入居しない扶養家族については、ここでいう「世帯」には含まれません。

裁 量 階 層 世 帯	高齢者世帯	入居しようとする方全員が、60歳以上の世帯 (18歳未満の入居しようとする方を含む場合も可)
	心身障がいのある方 がいる世帯	次のいずれかに当てはまる方がいる世帯 * 身体障がい者手帳1～4級の方(これに準ずる方を含む) * 精神障がい者保健福祉手帳1級または2級の方(これに準ずる方を含む) * 知的障がいを有する方のうち、重度、または中度の知的障がいのある人(児)であることを児童相談所等の所長により判定された方(これらに準ずる方を含む)
	戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の障がいの程度が、恩給法の特別項症～第6項症までの範囲、または第1款症の方がいる世帯
	原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被害者で、厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
	引揚者世帯	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方がいる世帯
	ハンセン病療養所に入所していた方 がいる世帯	ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯(国立ハンセン病療養所等の長『厚生労働省健康局疾病対策課長』により証明された方)
	小学校就学前の 子どもがいる世帯	平成27年4月2日以降に生まれた子ども(小学校就学前)のいる世帯 [ただし、小学校就学後は、一般階層世帯の収入超過者となることがあり、近傍同種家賃(入居者の収入状況に関係なく民間住宅と同程度の家賃)になることがあります]

【家賃ランク（分位）早見表】

この表は、入居しようとする家族のうち、収入のある方が1人の場合の、およその家賃ランクを確認できるものです。

なお、下表の『人数』については申込者本人および、同居しない扶養親族も含みます。

（※共働きや複数収入がある方には、下表は対応しておりません）

（※人的控除、23歳未満の扶養親族を有する者や特別障がい者、障がい者、ひとり親、寡婦の控除は含んでおりません）

家賃ランク		令和2年分の源泉徴収票の支払金額（円）						世帯の月額所得額（円）
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	
一般階層	1	0～1,899,999	0～2,443,999	0～2,983,999	0～3,527,999	0～4,011,999	0～4,487,999	0～104,000
	2	2,223,999以下	2,767,999以下	3,311,999以下	3,823,999以下	4,295,999以下	4,771,999以下	123,000以下
	3	2,499,999以下	3,043,999以下	3,583,999以下	4,063,999以下	4,535,999以下	5,011,999以下	139,000以下
	4	2,823,999以下	3,367,999以下	3,871,999以下	4,347,999以下	4,823,999以下	5,295,999以下	158,000以下
裁量階層	5	3,303,999以下	3,815,999以下	4,291,999以下	4,767,999以下	5,243,999以下	5,715,999以下	186,000以下
	6	3,763,999以下	4,235,999以下	4,711,999以下	5,187,999以下	5,663,999以下	6,135,999以下	214,000以下

家賃ランク		令和2年分の年金（恩給）支給額（円）						世帯の月額所得額（円）
		64歳まで			65歳以上			
一般階層	1	0～2,030,667	0～2,537,333	0～3,044,001	0～2,348,000	0～2,728,000	0～3,108,000	0～104,000
	2	2,334,667以下	2,841,333以下	3,348,001以下	2,576,000以下	2,956,000以下	3,348,001以下	123,000以下
	3	2,590,667以下	3,097,333以下	3,604,001以下	2,768,000以下	3,148,000以下	3,604,001以下	139,000以下
	4	2,894,667以下	3,401,333以下	3,908,001以下	2,996,000以下	3,401,333以下	3,908,001以下	158,000以下
裁量階層	5	3,342,667以下	3,849,333以下	4,325,883以下	3,342,667以下	3,849,333以下	4,325,883以下	186,000以下
	6	3,790,667以下	4,274,118以下	4,721,177以下	3,790,667以下	4,274,118以下	4,721,177以下	214,000以下

〔注意〕

世帯の月額所得額（入居収入基準）が『158,000円以下』で、家賃ランクが『1～4以内』でなければ、公営住宅の申し込み資格はありません。

ただし、以下の場合は異なります。

- ◆ 9ページの【裁量階層世帯】に当てはまる世帯は、世帯の月額所得額（入居収入基準）が、『214,000円以下』で、家賃ランクが『6以下』であれば、申し込み資格があります。
- ◆ 定額家賃設定となっている『定住促進住宅』または『単身者住宅』への申し込みであれば、所得制限はありません。

（これらの住宅は20ページの【団地所在地一覧】にて、★＝『定住促進住宅』、

☆＝『単身者住宅』として表記しています）

詳しくは、町営住宅係へお問い合わせください

町営住宅申込み手順について

1 町営住宅入居申込書類をもらう

新得町役場施設課及び新得町役場届足支所窓口にあります
(提出書類のご説明が必要な方は、お手数ですが役場施設課へお越しく
ださい)



2 町営住宅入居申込書類に記入する

【申込者が記入するもの】

- ① 町営住宅入居者申込書 (第1号様式)
- ② 町営住宅入居者収入状況申告書 (第14号様式)
- ③ 町営住宅申込者・連帯保証人納税調書 (添付第1号様式)
- ④ 住宅困窮度判定基準 (別表4)

【連帯保証人が記入するもの】

- ① 町営住宅入居者申込書 (第1号様式) の保証書欄
- ② 町営住宅申込者・連帯保証人納税調書 (添付第1号様式) の連帯保証人欄



3 申込者の提出書類を準備する

① 収入の分かる書類 (世帯で収入のある方、全員分)

- ◆源泉徴収票の写し
～雇用主が発行するもの
- ◆所得証明書
～住民票のある市町村で発行されるもの
- ◆年金決定通知書の写し
～年金機構から発行されるもの
- ◆給与支払 (見込み) 証明書
～職場が変わった場合に新たな雇用主が発行するもの

} どれか1つ

② 納税が確認できる書類

◆滞納がないことの証明書

～住民票のある市町村で発行されるもの

◆完納証明書

～住民票のある市町村で発行されるもの

◆納税証明書

(※完納証明書を発行していない市町村に在住の場合)

～住民票のある市町村で発行されるもの

◆非課税証明書

(※納税の義務を免除されている場合)

～住民票のある市町村で発行されるもの

どれか1つ

※ 申込日現在で新得町に納税している方は、『町営住宅申込者・連帯保証人納税調書』にご記入いただければ、町営住宅係で納税確認を行います。

③ 公共料金の滞納が無いことが確認できる書類

[確認が必要となるもの]

◆上下水道料金

◆介護サービス使用料

◆学校給食費

◆保育料

該当する
もの全て

以上の中で、該当する公共料金の直近の支払いが確認できるものが
必要です。

※ 申込日現在で新得町に納税している方は、『町営住宅申込者・連帯保証人納税調書』にご記入いただければ、町営住宅係で納税確認を行います。

④ その他（必要に応じて、ご提出いただく場合があります）

◆障がい者年金受給者は「年金手帳」の写し

◆婚約者と同居する場合は「婚約証明書」

◆配偶者と離婚を前提とした別居する場合は、離婚調停中であるこ
とがわかる書類の写し

※ 上記以外にも、特殊な事情や状況がある場合は、その関連書類の提出をお願い
する場合があります。

4 連帯保証人の提出書類を準備する

① 納税が確認できる書類

- ◆滞納がないことの証明書
～住民票のある市町村で発行されるもの
- ◆完納証明書
～住民票のある市町村で発行されるもの
- ◆納税証明書
(※完納証明書を発行していない市町村に在住の場合)
～住民票のある市町村で発行されるもの
- ◆非課税証明書
(※納税の義務を免除されている場合)
～住民票のある市町村で発行されるもの

どれか1つ

※ 申込日現在で新得町に納税している方は、『町営住宅申込者・連帯保証人納税調書』にご記入いただければ、町営住宅係で納税確認を行います。

② 公共料金の滞納が無いことが確認できる書類

[確認が必要となるもの]

- ◆上下水道料金
- ◆介護サービス使用料
- ◆学校給食費
- ◆保育料

該当する
もの全て

以上の中で、該当する公共料金の直近の支払いが確認できるものが
必要です。

※ 申込日現在で新得町に納税している方は、『町営住宅申込者・連帯保証人納税調書』にご記入いただければ、町営住宅係で納税確認を行います。

5 申込み書類を町営住宅係へ提出する

申込み必要書類を全て揃えて、募集期間の最終日の午後5時15分までに新得町役場施設課町営住宅係へご提出ください(必着)

(書類に不足があると受理することができませんので、十分ご注意ください)

入居決定後の手続きについて

★入居決定通知書の発行

町営住宅入居申込みの審査結果を、電話及び通知（郵送）にてお伝えします。（募集締切の翌日から3日後までを目途に）

入居決定の場合

入居が決定した方には、契約書類を合わせてお送りいたしますので、ご記入の上、期限内に町営住宅係へご提出ください。

◆手続きスケジュール

- | | |
|---------------|---|
| 《借受書（契約書）》 | ～ 入居決定通知が発行されてから、2週間以内に提出してください。 |
| 《連帯保証人の印鑑証明書》 | ～ 借受書と一緒に提出してください。 |
| 《敷金納入》 | ～ 借受書提出から、2週間以内に月額家賃の2ヵ月分相当額を敷金として納入してください（入居前日までに納入） |
| 《鍵の引き渡し》 | ～ 借受書提出から2週間以内に、入居住宅の説明も含めて、町営住宅係職員立会いのもと、現地にてお渡しします。
（入居立会予定日は事前に（ <u>少なくとも3日前までに</u> ）町営住宅係へご連絡ください） |

※入居をお急ぎの方は、入居決定のお知らせを行った際に、あらかじめその旨をお伝えください。

（事前連絡のない、来庁日当日の入居希望はご対応できません）

落選してしまった場合

残念ながら、落選となってしまった方には電話及び通知にて、その旨をお知らせいたします。

（※落選となった方の申込書類は、最初の書類提出日より3ヵ月間以内であれば再使用できますので、再申込みをされる際には町営住宅係へご連絡ください）

申請者(申込者)の方の押印が必要です

日中ご連絡がとれる番号をご記入ください

記入例 町営住宅入居申込書

令和 年 月 日

入居申込みをされる方のお名前をご記入ください

新得町長 様

申込者氏名 印 電話番号

現住所

町営住宅 年号(昭和・平成など)をご記入ください

※事項に同意のうえ、下記の内容を付して

現在のお住まいをご記入ください(郵便の届く住所)

	フリガナ氏名	続柄	生年月日(年齢)	勤務先	勤務先電話番号
申込者	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>	本人	. . ()	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>
同居			. . ()		
扶養		申込者の方のお名前をご記入ください(フリガナ必須)	()		お勤め先の会社名とお電話番号をご記入ください
			. . ()		
親族	該当されるご家族がいらっしゃる場合のみ、お名前をご記入ください				
別居扶養親族			. . ()		現在のお住まいのタイプに○を付けてください
			. . ()		現在のお住まいの情報をご記入ください
現在の住宅状況等	1 アパート・マンション 2 寮 2 借間・下宿 4 町営住宅 5 社宅 6 持ち家 7 その他 ()		家主氏名 :	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px;"></div>	
			構造等 :		
			月額家賃 :		
希望する住宅	団地		DK	その他	

公募されている町営住宅のうち、ご希望の住宅名をご記入ください(部屋番号の記入必須)

添付書類

1. 申込者と同居親族全員の収入を証する書類
2. 申込者と同居親族全員の市町村税の納税証明書及び納税調書
3. その他町長が必要と認める書類(使用料を滞納していない証明等)

保証書

私は、この申請者を新得町営住宅に入居させていただくよう推薦するとともに、入居許可後は公営住宅法、町営住宅管理条例及びその他関係条例に規定された義務を遵守させるとともに、これに違反したとき、特に家賃の滞納したとき及び訴訟に係るすべての費用において、私が申込者と連帯してその賠償の責めをおいします。

新得町長

様

連帯保証人となる方にご記入いただいでください

連帯保証人の方の印鑑登録をしている印(実印)を押印してください

令和 年 月 日

連帯保証人

〒

住所

(会・区)

氏名

実印

勤務先

申込者との関係

確認事項

※1 連帯保証人の要件

- ・町内居住者、左記が選任できない場合、町外居住者（3親等以内の親族）
- ・独立した生計を営むための一定の収入等のある者
- ・未成年者、税及び使用料等の滞納者、町営住宅入居者でない者

ただし、法人の場合事務所若しくは事業所を町内に有し、かつ、税及び使用料等を滞納していない者

※2 申込者が入居の決定を受けた時は、借受書・連帯保証人の印鑑登録証明書を提出してください。

※3 暴力団員の入居禁止条項に関して必要があるときは、町営住宅管理条例第62条の規定に基づき、新得警察署の意見を聴取します。

※4 この申請書に偽りの事項があった場合は、入居決定の取消を受けても意義を申し立てません。

令和 年度 町営住宅収入申告書

記入例

町営住宅管理条例第15条1項の規定により私及び同居親族の10月時点での世帯状況及び年1月1日から12月31日までの収入概下記のとおりに申告します。

1 世帯の状況及び収入

入居申込みをされる方のお名前、種類(世帯主)、生年月日、年齢をご記入ください

お仕事をされている方は、会社名をご記入ください

6ページにて、計算した所得をご記入ください
※申込者の場合は計原結果(乙)

氏名	続柄	生年月日	年齢	所得の状況		控除事項				収入金額	控除金額	
				所得種類	勤務先等	年間所得	老人特扶	障害	ひとり親			寡婦
入居者												
同居者												
別居家族												
扶養親												

お仕事をされている方は「給与」、年金を受給している方は「年金」とご記入ください

該当されるご家族がいれば、入居者欄と同様に必要事項をご記入ください

7ページで説明されている控除事項について当てはまるものに「○」をご記入ください

※太枠の中に必要な事項を記載してください。

- 2 添付書類としての収入、所得の確認ができていない書類をいづれか一つ添付してください。
- ・ 年度町民税の納税通知書の写し
 - ・ 年の給与、年金の源泉徴収票の写し
 - ・ 所得証明書(町で発行するもの)

転職などで前年時から大きく所得が変わる方や、新卒の方の方は、新たに就職が決まっている会社以下のご記入をいただいでください
新たな就職先となる会社の「社印」を捺印してください

※ 源泉徴収票の添付できない者

氏名 _____

年間給与支払証明額 _____ 円

事業主住所 _____

事業主名称・氏名 _____

印

町営住宅申込者・連帯保証人納税調書

令和 年 月 日

町営住宅入居申請に使用するため、下記申請人及び連帯保証人について町税の滞納の有無を確認願います。

申請者(申込者)の方の現住所、生年月日、氏名をご記入ください

申請者(申込者)の方の押印が必要です

現住所	生年月日	氏名
<p>※現在、住民登録をしている住所を記入してください</p>	<p>大正・昭和 平成・令和</p> <p>年 月 日</p>	<p>印</p>
<p>大正・昭和 平成・令和</p> <p>年 月 日</p>	<p>印</p>	<p>印</p>
<p>該当されるご家族がいっしょにやれば、入居者欄と同様に必要事項をご記入ください (※町外在住のご親族や族人が連帯保証人となる場合でも必ずご記入ください)</p> <p>連帯保証人の方に現住所、生年月日、氏名をご記入いただいでください (※町外在住のご親族や族人が連帯保証人となる場合でも必ずご記入ください)</p>	<p>連帯保証人の方の印鑑登録をしている印(実印)を押印してください</p> <p>年 月 日</p> <p>印</p>	<p>印</p>
<p>新得町</p>	<p>平成・令和</p> <p>年 月 日</p>	<p>実印</p>

注意 太枠の中に住所・生年月日・氏名を記入してください。

令和 年 月 日現在において上記の者に滞納がないことを証明します。

- 課 納 税 務 出 税
- 課 課 健 福 保 健
- 課 課 社 育 学 校 教 育
- 課 課 保 育 児 童 保 育
- 課 課 設 施 施 設

町営住宅への入居を希望される理由について
当てはまる項目に○をつけてください

住 宅 困 窮 度 判 定 基 準

判 定 項 目	判 定 基 準 細 目	該 当 ○ 印
住宅以外の建物若しくは場所に居住している者	1 工場、倉庫などの非住宅に居住している 2 非住宅を内部改修により転用した住宅に居住している	
保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している	1 袋小路に住宅があり避難通路がない 2 悪臭を放つ施設があり悪臭がひどい 3 耐用年数を超えた住宅で、住宅構造部分に大修繕を要する 4 1日中ほとんど日照、通風がない 5 自己の責によらず不衛生な住宅に居住している(持ち家は除く)	
他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者	1 ひとつの住宅に、2世帯以上同居している(直系親族の場合は含まない)	
住宅がないため親族と同居することができない者	1 住宅が狭いため、配偶者(婚約者を含む)又は扶養を要する親子が別居している	
住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は、風教上不適当な居住状態にある者	1 台所、便所を共同で使用している 2 浴室が設置されていない 3 夫婦と12歳以上の者が一室に就寝している 4 住戸専用面積が最低居住水準以下である	
正当な事田による立退きの要求を受け適当な立退先がないため困窮している者	1 家主から立ち退き要求を受けている(自己の責によるものを除く)	
住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者	1 町内に勤務している 2 町外から町内に勤務している	単身者は25㎡ 2人以上の世帯は10㎡×人
収入に比して著しく過大な家賃の支払い	1 家賃負担率が20.0%以上である	
判定基準項目にない、町営住宅への入居を希望する理由があれば、記載してください	1 結婚のため 2 離婚のため(別居も含む) 3 転入し町内に勤務する 4 転入し町外に勤務する	
現に住宅に困窮しているのが明らかな者	1 20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯の親 2 引揚者 3 炭坑離職者 4 60歳以上(単身者かつ同居者) 5 心身障害者 6 配偶者による暴力被害者 7 犯罪被害者等 8 低額所得者 9 その他の理由により緊急に住宅の手当てを必要としている	ここでいう低額所得者とは「生活保護費受給者」
その他	10 同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯 11 児童生徒遠距離通学支援に関する要綱(新得町教育委員会)に該当する世帯 12 同居者数×2点 13 多落選者(1回3点 2回以上落選者5点) 14 現在町営住宅に入居している(△3点) 15 その他(最高10点)	
評価点合計		

【団地所在地一覧】

この表は、団地の住所および戸数を表しています（令和3年3月31日現在）

※『★』は「定住促進住宅」、『☆』は「単身者住宅」を表しています。

定住促進住宅および単身者住宅の申込みには、所得制限はありません

<新得地区>

団地名	住所	戸数
西和団地	西2条南3丁目	52
新進団地	西3条南3丁目・西4条南3丁目	58
清流団地	2条南5丁目・3条南5丁目	28
新生団地	西2条南1丁目・西2条南2丁目	43
若草団地	西3条南6丁目	32
さくら団地	西2条南6丁目	40
栄町団地	栄町123番地・栄町129番地	32
北新得団地	字新得基線71番地	12
☆ アメニティ24	西1条南4丁目	24
☆ アメニティ30	西1条南4丁目	30
★ ひまわり団地	西2条南3丁目	4
★ さくら住宅	西2条南6丁目	2
★ 西栄住宅	西2条南4丁目	5
★ 佐幌住宅	字上佐幌基線25番地・字上佐幌27番地	3
★ 上佐幌住宅	字上佐幌基線84番地	5

<屈足地区>

団地名	住所	管理戸数
東進団地	屈足柏町1丁目	22
北進団地	屈足柏町東2丁目・屈足柏町東3丁目	24
緑栄団地	屈足緑町西3丁目	21
緑町団地	屈足緑町1丁目	36
緑町分譲団地	屈足緑町4丁目	2
柏町団地	屈足柏町東2丁目	16
若葉団地	字屈足基線42番地	10
南町団地	字屈足基線1番地	4
☆ アメニティ屈足	屈足柏町東2丁目	8
★ 柏町住宅	屈足柏町4丁目	9
★ 屈足団地	屈足柏町東2丁目	14
★ 若葉住宅	字屈足基線42番地	4

平成29年7月1日	施行
平成30年4月1日	改訂
令和元年5月1日	改訂
令和2年5月1日	改訂
令和3年7月1日	改訂